

## 平成25年度 保健福祉常任委員会 行政視察報告書

1 視察日 平成25年10月30日(水) 14時00分～16時00分

2 視察を行った者

山田 忠、城山雅朗、田代和誠、百瀬光子、竹腰 昭、廣瀬勝栄

3 視察地 宮城県仙台市

(概要) 人口 1,068,511人 面積 785.85km<sup>2</sup>

4 視察内容 「発達相談支援センター(アーチル)」について

5 研修内容

<施設の概要>

(1) 設置目的

知的障害児者、重症心身障害児者、自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害児者等を対象として、「早期出会い」と乳幼児期から成人期までの「生涯ケア」の実現を目指している。

アーチルとは「アーチ(橋)」と「パル(仲間)」をかけあわせた言葉。

(2) 組織と職員体制

①北部発達相談支援センター

(組織)

所長1人 企画総務係 10人 乳幼児支援係13人

学齢時支援係10人 成人支援係8人 やまびこホーム3人

(職種別人員)

事務職7人 教員3人 社会福祉主事6人 心理判定員13人

保育士5人 保健師4人 理学療法士2人 作業療法士1人

言語聴覚士4人

※上記正職員45人の他、再任用1人、嘱託24人、嘱託医等(南部兼務)13人となっている。

②南部発達相談支援センター

(組織)

所長1人 主幹1人 総務係4人 乳幼児支援係10人

学齡児支援係 8 人 成人支援係 6 人  
※上記正職員 30 人の他、嘱託 14 人、嘱託医 2 人となっている。

#### <業務の概要>

##### (1) 総合相談

発達の遅れや障害特性に起因した育ちや暮らしの困難さなどを主訴として、各区保健福祉センターや保育所、幼稚園、学校等から紹介、あるいは本人・家族からの相談希望に対して、発達評価や子育て並びに地域生活などに関する相談・支援を行っている。

##### (2) 療育支援

新規相談後に開始される就園前の子どもとその保護者を対象とした療育支援。新規相談を補完する初期療育の場で継続的に支援し、子どもに合った地域の療育・保育の場につなげている。

##### (3) 生活・施設支援

家族や保育士、教員、施設職員等が、本人の障害特性を共有し、それに応じた関わりができるよう家庭や関係機関等への訪問による相談・支援を行っている。

##### (4) 研修

発達障害について理解を深めるために市民を対象としたセミナー・フォーラムの開催や保育所・幼稚園・学校・障害児施設職員を対象とした発達障害基礎講座等を実施している。

##### (5) 判定・措置

知的障害児者の保護と福祉の充実を図るため療育手帳の交付に係る判定を行うほか、特別児童扶養手当や障害基礎年金に係る診断書の作成などを行っている。

#### <発達障害児者支援体制整備>

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行されたことを受け、自閉症等の発達障害児者に対して、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を整備する事を目的に、次の事業に取り組んでいる。

##### (1) my サポートファイル「アイル」

乳幼児から成人まで、継続した支援を可能とするために、個人の発達

状況や生活状況、個別支援計画をつづったファイルを作成し、本人が抱える課題を解決していく際に利用している。

(2) 保護者支援ネットワーク「まろん」と「どんぐりころころ」

母親が母親として対等な立場での支援を目的とした自主的な活動として立ち上げが行われ、アーチルの一室を拠点として運営している。

北部アーチル・・・「まろん」

南部アーチル・・・「どんぐりころころ」

(3) 自閉症児者相談センター

アーチルにおける発達相談を経て、継続的かつ頻回な支援が必要であると判断された自閉症児者を対象に、より生活に密着した支援を行う地域の相談支援機関として開設された。

(4) 地域活動推進センター

就労できなかつたり仕事が続かなかつたりして、家庭以外に居場所がない発達障害者に対して、通所による余暇活動支援や就労の準備段階としてのコミュニケーションの取り方、働くときのマナーやストレス管理、小集団による就労体験などを行っている。

(5) 自立支援事業

発達障害児の行動障害の軽減や深刻化の予防を図ると共に、支援者の育成及び地域支援ネットワークを構築することを目的に平成19年度から実施している。

強いこだわりやパニック等が発現し、家庭での生活が困難になるつつある知的障害を伴う学齢児に対して、短期宿泊（入所）によるアセスメントとそれに基づく個別支援計画を検討し、家庭や学校、支援者が支援方針を共有し、本人への支援の継続と環境整備を図っている。

以上、仙台市における「発達支援相談センターについて」の研修内容の報告と致します。

## 平成25年度 保健福祉常任委員会 行政視察報告書

《視察日》平成25年10月31日（木）14時00分～16時00分

《視察者》田代和誠、城山雅朗、百瀬光子、竹腰 昭、山田 忠、廣瀬勝栄

《視察地》宮城県名取市

### 《市の概要》

東は太平洋を臨み、西部一帯は広大な山並みが連なり、また肥沃な生産緑地が市街地を包み、面積 97.76 k m<sup>2</sup>の緑豊かな地域環境を形成している。

自然環境はもとより、空と陸の交通環境にも恵まれた立地条件から企業の進出が目覚ましく、広域仙台都市圏の副拠点都市に相応しい機能を有するまでに成長している。（人口 74,139 人：H25.9 月末現在）

### 《調査項目》

#### ■ 障害者福祉施設について

##### 【東日本大震災時における障害者への対応】

（説明者：健康福祉部社会福祉課 佐藤課長補佐）

名取市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災により市域の約 30%、14,000 棟が浸水し、死者・行方不明者は 900 人を超え、甚大な被害を受けた。中でも、被害の大きかった閑上地区は、すべてが破壊され、見るも無残な光景だった。今、名取市では、閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業及び閑上地区防災集団移転促進事業等の復興事業に取り組んでいるが、被災者の皆さんは、元の地域で生活再建を希望する人は 20 数パーセントと少なく、大半の人が安心安全の面から区域外での生活を望んである結果がでていいる。被災地の一日も早い復興を願うところだ。

#### 《災害時の要援護者受け入れ》

避難所での対応が難しい要援護者の福祉施設への受け入れを、市内 6 か所の社会福祉法人・医療法人と「災害時における要援護者の受け入れ等の協力に関する協定書」を締結し、災害時にお互い協力し、要援護者の避難生活の安定を図る取り組みを進めている。今回の大震災では、知的障害者通所更生施設「る

ば一と」で津波の危険があったため（全壊）、当日利用していた人が、社会福祉法人の名取市みのり園に避難し受け入れたとの報告があった。合計すると4施設で28名、日数で延べ237日間にわたり要援護者を受け入れた。予算については要援護受け入れ措置費として22年3月補正により2,200,000円予算措置。また、23年度4月補正により6,215,000円予算措置があった。自己負担額は原則1割負担であるが、受入れ者には負担額は発生しなかった。

#### 《災害時における要援護者の受入等に関する協定書》

協定書の中身に少し触れてみたい。この協定書は市内6法人と平成21年4月1日に締結している。6法人とは、社会福祉法人宮城福祉会、社会福祉法人みずほ、社会福祉法人愛の郷、医療法人掬水会、医療法人社団洞口会及び社会福祉法人みのり会である。内容は、地震、風水害、その他による災害が発生し、又発生する恐れがある場合における要援護者の避難受入等の協力について定めたものである。ここの第3条に「避難所での対応が困難なため、福祉施設への一時的な入所が必要となったときは、市は法人に対し法人の施設への受入等について協力を要請するもの」また、第6条に「緊急を要するときは口頭等を持って要請し、事後速やかに書面を提出するものとする」と謳われており、今回の大震災ではこの条文のもとにスムーズな対応ができたものとする。

#### 《問題点や課題》

今回の大震災では障害者手帳所持者も沢山方が犠牲になっている。震災時施設にいた人は、避難することが出来たが、在宅の人が多く犠牲になっている現実を考えると要援護者の避難の難しさが浮き彫りになる。やはり日頃からの要支援者の把握と避難の訓練は重要であり、その責任を特定の人が担うのではなく、地域全体が住民の合意のもと対応に万全を期すべきである。